

とみがおか地域連携推進会議の手引き

とみがおか 地域連携推進会議の手引き

はじめに

地域連携推進会議は、障害者支援施設が地域の一員として開かれた運営を行い、利用者と地域との関係を深めるために、外部の目を入れて開催が義務付けられた会議体です。この手引きは、この会議を効果的に開催し、地域との連携を推進するための基本事項を簡潔にまとめたものです。

1. 目的

施設と地域が連携を深め、施設の運営の透明性を高め、支援の質を確保することで、利用者が地域の中でより良い生活を送れるようにすることを目指します。

- 利用者と地域との関係づくりの促進
- 地域住民への施設や利用者に関する理解の促進
- 施設やサービスの透明性・質の確保
- 利用者の権利擁護の推進

2. 開催の義務と頻度

- 開催の義務：障害者支援施設（施設入所支援を提供する施設）には開催が義務付けられています（令和6年度は努力義務、令和7年度から義務化）。
- 頻度：会議の開催と、施設見学をそれぞれおおむね年に1回以上行う必要があります。

3. 会議の構成員(地域連携推進員)

会議の構成員(地域連携推進員)は、次の者を含め、5名程度が望ましいとされています。

必須の構成員

- ・利用者(適宜選出)
- ・利用者家族(適宜選出)
- ・地域の関係者

想定されるその他の構成員

- ・福祉に知見のある人
- ・経営に知見のある人
- ・市町村担当者(参加は可能な範囲)

※利用者・家族・地域の関係者は必ず選出する必要があります。

※利用者の意思表示が困難な場合は、家族や成年後見人が代理参加するなどの工夫が必要です。

構成員の役割(特記事項)

- ・地域連携推進会議の参加
- ・施設見学
- ・北ひろの森への参加

○構成員(地域連携推進員)は、北ひろの森(とみがおか)の会員になっていただき事業の透明性、地域連携、権利擁護、支援の質の確保、および利用者の代弁を担う対等な立場として参画していただきます。

○構成員(地域連携推進員)の方の中から、その活動の代表的な役割を担う方を選出し、推進役としてご協力をお願いします。(利用者ご家族の状況を鑑み、代表的な役割は他の構成員(地域連携推進員)から選出することも想定します。)

4. 会議の準備と実施

開催までの主な流れ

1. 構成員の選定と就任依頼。
2. 会議日程の調整(開催の 1 か月前までには決定が望ましい)。
3. 議題の検討と会議資料の作成。
 - 議題は、施設側の一方的な報告でなく、構成員と双方向の意見交換ができる内容に設定します(例:施設の運営状況、地域連携の取り組み、権利擁護に関する対策、施設への改善提案など)。
4. 開催通知の送付(遅くとも開催日の 1 か月前までに構成員へ)。
5. 会議の開催。

施設見学の実施

- 目的: 利用者や職員との顔の見える関係づくり、事業所の環境や事業運営の確認。
- ポイント: 居室や設備、清潔感、利用者や職員の様子、利用者への質問などを通じて、客観的な視点で施設の状況を確認します。

5. 記録・公表・保管

- 記録(議事録)の作成: 会議開催後、原則 1 か月以内に作成します。
- 公表: 作成した記録は、個人情報に十分配慮し、公表することが義務付けられています。
- 保管: 記録は 5 年間保管する必要があります。